

徳之島町広報紙有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳之島町（以下「町」という。）の自主財源の確保や生活情報の提供、町内・町外事業所の育成・振興を図るため、徳之島町広報紙（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告掲載ができるものは、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込の順位とするが、期日及び期間を限定するものについては、先に申込みのあったものと調整できる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載号、掲載ページ、掲載位置は企画課の課長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

(広告の仕様及び掲載料)

第6条 掲載する広告の仕様及び料金については、次のとおりとする。なお、掲載料に係る消費税は、内税とする。

種類	規格	広告スペース	掲載回数	企業所在地	掲載料
広報紙	カラー	横8.5cm×縦6cm	1回	町内	5,000円
			1回	町外	10,000円
		横18cm×縦6cm	1回	町内	10,000円
			1回	町外	20,000円

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、町公式ウェブサイト等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込者（以下「申込者」という。）は、徳之島町広報紙有料広告掲載申込書（別記第1号様式）に広告原稿を添えて、掲載を希望する広報の発行日の30日前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、徳之島町広報紙有料広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を町の発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、返還することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。